

平成27年第6回 飯塚市議会会議録第6号

平成27年9月18日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第16日 9月18日（金曜日）

第1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第113号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)
- 2 議案第115号 飯塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 3 議案第117号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
- 4 議案第118号 変更契約の締結(飯塚市新庁舎建設工事)
- 5 議案第120号 財産の譲渡(南伊川集会所建物)
- 6 議案第121号 財産の譲渡(福門自治公民館建物)
- 7 議案第132号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)

第2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第119号 変更契約の締結(菰田保育所新園舎建設工事)
- 2 議案第125号 指定管理者の指定(健康の森公園市民プール及び体育施設)
- 3 議案第126号 指定管理者の指定(飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー)
- 4 認定第17号 平成26年度飯塚市立病院事業会計決算の認定

第3 市民文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第114号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例
- 2 議案第116号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
- 3 議案第124号 指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)

第4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第122号 訴訟事件に係る和解(保険代位による損害賠償請求事件)
- 2 議案第123号 指定管理者の指定(サンビレッジ茜)
- 3 議案第127号 市道路線の認定
- 4 認定第14号 平成26年度飯塚市水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 5 認定第15号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定
- 6 認定第16号 平成26年度飯塚市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

第5 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第128号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 2 議案第129号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 3 議案第130号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 4 議案第131号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第10号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第11号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第12号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第13号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書の提出

第7 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第23号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 2 報告第24号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)
- 3 報告第25号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)
- 4 報告第26号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)
- 5 報告第27号 平成26年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

第8 署名議員の指名

第9 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(鯉川信二)

これより本会議を開きます。

総務委員会に付託していましたが「議案第113号」、「議案第115号」、「議案第117号」、「議案第118号」、「議案第120号」、「議案第121号」及び「議案第132号」以上7件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。22番 城丸秀高議員。

○22番(城丸秀高)

総務委員会に付託を受けました議案7件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第113号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、保育所費、子育てプラザ整備事業費の建設工事費が増額となった理由は何かということについては、当初予算計上時に予定していた改良杭から既製杭への工法の変更と駐車場設備の仕様変更、新たな地中障害物の撤去が必要となったことなどにより、工事費が増額となったという答弁であります。

この答弁を受けて、地中障害物についてはやむを得ないが、ほかの2点については、当初予算を計上する段階で、しっかりとした見積もりを行い組み込んでおくべきであるという指摘がなされました。

次に、ごみ処理費、電気・機械設備等更新委託料については、クリーンセンターでごみ処理をする際に発電する余剰電力を売ることができるよう設備を改修することは、ごみ削減を第一に考えるべき清掃行政の考え方と矛盾するのではないかということについては、現状のごみの量での発電能力を向上させ、基本料金や使用電力料金の削減を図るための設備投資であるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、本案には、ごみ減量という基本的理念に反する売電のための設備等更新委託料が含まれているので反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第132号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の台風による災害復旧費のうち、補助対象となる災害対象事業が少ないのはなぜかということについては、今回の災害では、集中豪雨のような大規模な災害ではなく、風による小規模な被害が数多くあったが、風災の対象基準である10分平均で秒

速15メートル以上という基準を満たしていなかったため、災害対象事業に該当しなかった。なお、市が加入している災害保険が適用されるものについては、できる限り申請を行っているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第115号 飯塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から、今回の条例改正は個人番号を含む特定個人情報の保護に関する取り扱いの緩和を助長するものであるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第117号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第120号 財産の譲渡(南伊川集会所建物)」については、関連があるため一括議題とし、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 変更契約の締結(飯塚市新庁舎建設工事)」については、執行部から、議案書及び提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、当初予定の180本の杭工事のうち、設計どおりの深さまで掘削できたのは47本のみであり、地質調査を行った川崎地質株式会社と、設計を行った佐藤総合計画に対し責任を問うべきではないのかということについては、明らかな設計ミスや判断ミスがあれば責任を問えるが、今回のケースは、実際に掘削を行った結果、固い岩盤があり、掘削できなかったため、やむを得ず特殊な工法が必要となったもので、相手方に法的な瑕疵はないと考えているという答弁であります。

次に、180本の杭のうち、133本の杭の長さを短くし対処することだが、強度的には問題がないか確認したのかということについては、設計事務所から構造計算上問題はないという報告を受けているという答弁であります。

この答弁を受けて、新庁舎については、今後数十年にわたり、また市民の避難所としても使われるものであるため、今回の設計変更の問題がないのか、市が責任を持って確認してほしいという意見が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から、本案については、川崎地質株式会社及び佐藤総合計画に責任を求めず、1億6300万円もの税金を追加するには、あまりに判断が安易であると考えため反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第121号 財産の譲渡(福門自治公民館建物)」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。ただいまの総務委員長報告のうち議案第113号、第115号及び第118号に反対の立場から討論を行います。

まず、平成27年度一般会計補正予算(第2号)についてです。子育てプラザ整備事業の増額補正1720万円について、総務委員会で内容を尋ねたところ、当初予算計上のあと、設計が進む中で、当初予定した工事の方法とは別の方法を思いついたので変更するために853万円、同

じく設計が進む中で、コスモスコモン横の立体駐車場の駐車場システムと互換性を持たせようではないかという話になったので、483万円、また、当初予算計上の時は分からなかった地中障害物、鉄筋コンクリートの基礎が予定地から隣接地に向かって伸びているのが分かったので、その解体に約160万円。その他、あとは生産とか、そういうことによってという表現でしたが、約46万円ほど増額したとの趣旨の説明がありました。子どもたちと子育てのための予算を増額するのは認めるものですが、当初予算計上の段階で反映させておくべき内容でもあり、あまりに安易過ぎる補正だと指摘せざるを得ません。

一方、清掃工場を管理運営費の電気・機械設備等更新委託料2907万4千円については、現在清掃工場のごみ処理の余熱を利用する発電では施設内利用の電力の7割しか賄えないが、全てを賄ったうえでさらに電力会社に売電できるように設備を更新するのに必要な予算との説明であります。今の段階ではごみをふやすとかという考えは持っておりませんとの答弁がありました。余熱利用の立場を離れて売電できる仕組みを作り、電力会社と契約を結ぶことになると、電力会社から安定的な電力供給を求められて燃料となるゴミを集める発想が強まりかねません。今回の設備更新によりごみ発電を過度に進め、ごみ減量の基本方向に反することになる恐れがあるため認められません。予算削除を求め、法案に反対するものであります。

次に、飯塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例は、悪名高きマイナンバー法の利用を進めるための国の個人情報保護法改定に伴うものです。総務委員会での質疑では今回の改正は通常の個人情報より、個人番号つまり12桁のマイナンバーを含む特定個人情報について厳しくするものとの説明がありました。果たしてそうでしょうか。現在個人情報の目的外利用と外部提供については本人の同意がある場合としています。ところが、今回の特定個人情報は目的外利用については本人の同意がなくても本人の同意を得ることが困難であると市が判断すれば、できることになっています。また、特定個人情報の外部提供は本人の同意どころか、一般的な任意代理人による開示請求があればできることになっています。厳格な管理が必要なマイナンバーを含む特定個人情報を、通常の個人情報より目的外利用及び外部提供をしやすくする今回の条例改正は認められず、撤回を求めます。

次に、変更契約の締結、飯塚市新庁舎建設工事についてです。新庁舎建設予定地に隣接する飯塚拘置支所建設工事にあたり、地質調査の実績も経験もある、川崎地質株式会社が地質調査を行い、それを市役所が検査し、その上で設計事務所の佐藤総合計画が大丈夫と判断した基礎工事です。地質調査のときのボーリング5本のうち4本で、わずか2メートルの範囲に岩盤が硬いから、掘れない部分が幾つも出てきたという報告です。そのために基礎の杭180本のうち133本に変更が生じる事態となったというのです。当初予定どおりで済んだのは47本だけです。掘削工法の変更を含めて、工事費を1億6347万円も増額、その負担財源はすべて市が受け持つという議案が、この変更契約の締結であります。最初に実態を把握してから随分時間が経ってようやく7月15日、工事会社や設計事務所と市役所向かいの北代ビルにある工事監理事務所において正式な協議をし、そのときに示された7つの対策プランの中から、その後、現在の対策プランを選択し、その費用を全額市が負担する決意を固めるに至ったという事が質疑・答弁の中で分かりました。

今回工事変更する最初の要因となったのが、川崎地質株式会社の調査であります。市は7月15日の工事会社や設計事務所との協議に先立って、この地質調査会社から事情を聴き、今回の要因を探り、正しい対策をたて、費用負担を含めた責任を明らかにするのが当然です。ところが、市が地質調査会社にあったのは、この協議から1週間後の7月22日という答弁であります。初めからこの地質会社に責任を問うつもりがあったのでしょうか。経過を見れば、市の対応には極めて不自然なところがあります。基礎工事は庁舎を利用することになる市民や職員など、多くの人々の命に直接かかわることです。原因究明もなく、費用負担も問わないなど、市は発注者としての自覚があるのか、厳しく問われなければなりません。1億6347万円を投入するには、余

りにも説得力にかけ、川崎地質株式会社に責任を求めている、市の態度も納得できないためこの議案を認めることができません。

以上で私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第113号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第115号 飯塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第117号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第118号 変更契約の締結（飯塚市新庁舎建設工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第120号 財産の譲渡（南伊川集会所建物）」、「議案第121号 財産の譲渡（福門自治公民館建物）」及び「議案第132号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案3件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

厚生委員会に付託していましたが「議案第119号」、「議案第125号」、「議案第126号」及び「認定第17号」、以上4件を一括議題といたします。

厚生委員長の報告を求めます。16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

厚生委員会に付託を受けました、議案3件及び認定議案1件について審査した結果を報告いたします。

「議案第119号 変更契約の締結（菰田保育所新園舎建設工事）」については、執行部から議案書並びに「新園舎建設工事変更図」の資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の変更契約では、土砂の崩壊を防ぐために設置した矢板を引き抜かずに残置することであるが、当初設計時に、地盤の状態を把握することはできなかったのかということについては、地質調査では、矢板の引き抜きは可能であると判断していたが、基礎工事に着手したところ、想定よりも地盤の状態が悪く、また、地下水が多いことも判明したため、近接している病院などへの被害を考慮し、矢板を残置するようにしたものであるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第125号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」については、執行部から議案書に基づく補足説明、並びに9月11日の本会議において審査要望のあった事項についての説明を受けたのち、審査いたしました。

まず、審査要望のあっておりました、本施設の目的及び必要性については、市民の体育振興に資すること、健康増進の向上を目的としており、本市が目指す健幸都市いづくかの実現には、必要な施設であると考えているという答弁であります。

次に、今回、選定された「飯塚市健康の森生き活きネットワーク」の構成団体である美津濃株式会社は、福岡市での指定管理業務において、監査委員から指摘を受けているとのことであるが、どのような内容であったのかということについては、平成21年度から平成23年度までの間、それぞれ2カ所の市民プール、体育館の指定管理業務を行っていたが、指定管理の応募時に提出した現地の要員配置計画では、正社員を配置することとしていたが、実際には運営業務をすべて再委託していたということや遊泳用プールの水質検査においては、国が示している衛生基準では、毎月1回以上実施することとなっているが、4カ月間、水質検査を実施していなかったことなど、6項目において指摘を受けているという答弁であります。

次に、これらの指摘事項は、プレゼンテーション時に、選定委員からの質疑に対し、どのように回答しているのかということについては、現在までの指定管理業務において、大きな指摘を受けたことはないという答弁であります。

次に、今回の指定管理者の選定にあたって、地域要件をつけていないのは、なぜなのかということについては、指定管理制度の導入に係る指針では、「原則として地域要件等を限定しないこととする」とされており、この指針に従い、地域要件をつけていないという答弁であります。

この答弁を受けて、これまで指定管理者の選定にあたって、地域要件をつけたことはないのかということについては、平成21年度に体育施設の指定管理者を公募した際には、地域要件をつけ、市内業者に限定したことがあるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、他自治体の指定管理業務において、監査委員から多くの指摘を受けていることや選定にあたってのプレゼンテーションでの回答に疑義があるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成者なしで、否決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第126号 指定管理者の指定（飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から、指定管理ではなく市が直営で行うべきであると考えられるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第17号 平成26年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受けたのち、慎重に審査するというので、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

おはようございます。日本共産党の宮嶋つや子です。ただ今の厚生委員長の報告のうち、議案第125号並びに126号について反対の立場から討論を行います。

議案第125号は健康の森公園市民プール及び体育施設について、美津濃株式会社を代表とする「飯塚市健康の森生き生きネットワーク」を指定管理者に指定するものです。同じ美津濃株式会社を代表とするミズノグループは、福岡市の平成23年2月の監査結果によると、博多区と南区の両市民プール及び体育館の指定管理者として協定違反を指摘されています。受付業務に正社員を置くとしていながら、実際は再委託をして別会社に行わせていたこと。開館前の清掃業務のうち一部を除いた内容で再委託しており、一部の業務が実施されていなかったこと。開館前の日常清掃は利用開始の30分前の8時30分までに終了することが定められているが、再委託は、午前7時から9時までとなっており、適切な再委託となっていなかったこと。一部の場所が清掃されていないにも関わらず、清掃日誌に清掃終了と書き加えられていたこと。プールの水質検査において国が示している基準では毎月1回以上実施することを求めているが、平成21年4月から7月までの4カ月間行わなかったこと。本来、実費精算であるべき体育館の修繕経費に、現場管理費等として2割から3割程度の手数料を加えて精算していたことが報告されています。

これら福岡市でのこの指摘事項について、担当課長は選定委員会に報告したと答弁しました。選定委員会は、この報告を聞いてどういう議論をしたのでしょうか。どのような判断でどういう議論をしたのか不透明です。このような経過で選ばれた業者に、「健康の森公園市民プール及び体育施設」を安心して任せられません。

議案第126号は、飯塚市庄内保健福祉センターハーモニーを飯塚市社会福祉協議会に指定管理するものです。保健福祉センターは、市民の健康保持と保健意識の向上を図り、総合的な福祉サービスを提供するために設置されたものです。指定管理では行政の責任があいまいになり、住民と議会によるチェックもしにくいと思います。市民生活に密接な「庄内保健福祉センターハーモニー」の管理運営は、直営で行うべきであり、この議案には賛成できません。

以上で討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

「議案第125号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」の議案に対して反対の立場で討論いたします。

今回の委員会で、本施設を運営していく上で1番大切なこととの質問に対して、第1に、安全を重視していると答弁されております。にもかかわらず今回提案された業者は、福岡市において指定管理者として運営していた時期に、監査委員からプールの消毒を1カ月に1回行われなければいけないのに4カ月間行っていない、人員配置を計画書通り行っていないなど、指摘を監査委員から受けているにも関わらず、プレゼンテーションでは大した指摘は受けていないと、本市に対して不誠実なプレゼンテーションを行っています。

また、委託料に関しては4団体中1番高い金額になっているのに、事業収支計画に関する事項の経費削減が図られているかの項目において、1番高い点数になっているところにも疑問が残ります。

そして今回の私の一般質問において、健幸都市の実現には、地域の盛り上がりが大切だと答弁されております。健康の森公園は、健幸都市を実現しようとする中で中核となるべき施設です。そのことを考えても、地域でできることは地域で行うべきだと考えております。

また、以前は指定管理者の指定において地域要件をつけていたにもかかわらず、今回はつけていないことにも疑問が残ります。以上のことから、「議案第125号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」の議案に対して反対をいたします。

なお、今後指定管理者の選定を行う際には、地域でできること、地域で行わなければいけないこと、他の力を入れたほうが良いことなど、以前のコスモスコモンの指定管理者の導入時の案件、今回の案件を参考に整理され、指定管理者の公募を行うように要望いたします。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

私はただいまの厚生委員長の報告のうち、「議案第125号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」について賛成の立場で討論をさせていただきます。

理由は大きく3つあります。1つ目の理由は、指定管理者制度導入の意義についてです。そもそも指定管理者制度とは、多様化する市民ニーズにより、効果的に、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に創設された制度であり、ただいまの厚生委員長の報告にもありましたように、平成26年3月に改正された制度導入に係る指針においても、原則として地域要件等を限定しないと明記されており、地場業者の育成を掲げている入札制度とは一線を画している制度であると認識いたしております。

理由の2つ目は、選定委員会における選考過程の適正さについてです。当議案の候補者は過去に不適切な事項について、福岡市監査委員より指摘を受けていますが、この件については、今回の選定委員会に情報提供がなされ、議論が行われたうえで選考業務が進められたものと理解しておりますし、選定委員会においては、当該時期からは、すでに数年以上が経過しており、十分に是正された施設運営が遂行できると判断されたものであると認識しておりますので、今回の公募条件の下で選考された候補者は適正・的確であると考えております。とはいえ、有名大手への民間委託により全国的な話題となった佐賀県武雄市の図書館では、現在大きな問題を抱えているようであります。行政においては、制度導入の指針にもありますように、指定管理者に対する監督には、十分に留意していただきますようお願いいたします。

理由の3つ目は、市民の皆さんのニーズです。当議案に係る施設は目尾地域にございます。地域の振興計画が頓挫しているこの地域を、飯塚市が目指す健幸都市の1つの拠点とするべく、ソフトやノウハウがより充実した運営団体に任せたいという執行部の考えには、地元地域の皆さんも大いに賛同されるものと思います。また、少なくとも私が見聞する範囲においては、グローバルなスポーツ企業でもある当該候補者の運営に市民の皆さんも大いに期待を寄せているところであり、この点においても選定委員会の決定と合致しております。選考から漏れた地場団体の思いは、十分に理解をさせていただいているつもりですが、以上のような、大きく3つの理由により、当議案には賛成させていただきます。

最後に、今後の指定管理者制度の運用については、「住みたいまち住みつづけたいまち」の実現に向けて、市長の思いに従い、率先してノウハウやソフトを充実させるべき施設と主に管理運営を重視する施設とに明確に区分して公募条件などを精査、決定していただきますように強く要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第119号 変更契約の締結（菰田保育所新園舎建設工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第125号 指定管理者の指定（健康の森公園市民プール及び体育施設）」の委員長報告は、否決であります。よって、原案について採決いたします。本案は原案のとおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって本案は、否決されました。

次に、「議案第126号 指定管理者の指定(飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「認定第17号 平成26年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

市民文教委員会に付託していました「議案第114号」、「議案第116号」、及び「議案第124号」、以上3件を一括議題といたします。

市民文教委員長の報告を求めます。11番 守光博正議員。

○11番(守光博正)

市民文教委員会に付託を受けました、議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第114号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第116号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第124号 指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)」については、執行部から議案書に基づく補足説明並びに9月11日の本会議において審査要望のあった事項についての説明を受けたのち、審査いたしました。

審査要望のあっておりました、本施設の必要性については、飯塚市公共施設等のあり方に関する実施計画において「循環型社会を確立するための環境保全活動を市民、関係団体と一体となって推進する。」との方向性が示されており、環境保全に関する講座や研修会等の開催を通して、環境保全を啓発する拠点としての役割を担っているため、本市として必要な施設であると考えているという答弁であります。

次に、本施設は指定管理者制度を導入してから3度目の更新となるが、それぞれの公募の際に、何者の応募があったのかということについては、制度を初めて導入した平成18年度の募集については2者、平成23年度については4者、今回の平成28年度については1者の応募があったという答弁であります。

この答弁を受けて、複数の事業者から提出される事業計画を比較して選定することが、質の高い住民サービスの提供に繋がるので、より多くの事業者の応募を受けられるような、指定管理者の公募方法を検討してほしいという意見が出されました。以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの市民文教委員長報告のうち、議案第116号及び124号について、反対の立場から討論を行います。

「議案第116号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」は、個人番号の通知カードの再交付手数料500円、個人番号カードの再交付手数料800円を定めるものです。個人番号いわゆるマイナンバー制度は社会保障と税に関する個人情報です。年金機構の個人情報流出事故で、多くの国民に迷惑や不安を与えたばかりです。内閣府の世論調査では、「内容を知らない」と答えた人が56.6%と過半数の理解も進んでいません。「あなたが最も不安に思うことは何ですか」との問いには、「プライバシーが侵害される恐れがある」、「個人情報の不正利用により被害に遭う恐れがある」など、不安にもこういう声が上がっていますが、この不安の声にも答えていません。このようなマイナンバー制度を強行することは許されません。よって、マイナンバーカードの再発行にかかわる、この手数料条例は認められません。

「議案第124号 指定管理者の指定（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）」は、株式会社トキワビル商会に指定管理するものです。リサイクルプラザ工房棟、エコ工房は、環境保全に関する情報、リサイクルの意識の高揚、学習体験等の場として設置されたものです。この目的を達成するために、環境保全に関する講座、研修会の開催、また、不用品等の展示及び販売など設置目的を達成するのに必要な事業を行うとなっています。このような事業を行うエコ工房の運営は、直営ないし非営利で行うことがふさわしいと思うので、この議案は認められません。

以上で討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第114号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第116号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第124号 指定管理者の指定（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

経済建設委員会に付託していましたが「議案第122号」、「議案第123号」、「議案第127号」、及び「認定第14号」から「認定第16号」までの3件、以上6件を一括議題といたします。

経済建設委員長の報告を求めます。10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

経済建設委員会に付託を受けました議案3件及び認定議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第122号 訴訟事件に係る和解（保険代位による損害賠償請求事件）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第123号 指定管理者の指定（サンビレッジ茜）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査しました。その質疑応答の主なものとして、今回の指定管理者の応募は候補者である「一般財団法人サンビレッジ茜」だけだったということであり、その評価点については、2000点中1500点ということであるが、選定の基準はどうなっているのかということについては、選定評価書の総得点率が50%に満たない場合、欠格とされるという答弁であります。以上のような審査の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第127号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 平成26年度飯塚市水道事業会計利益の処分及び決算の認定」、「認定第15号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び「認定第16号 平成26年度飯塚市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定」以上3件については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受けたのち、慎重に審査をするということで、本案3件についてはいずれも継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第122号 訴訟事件に係る和解（保険代位による損害賠償請求事件）」、「議案第123号 指定管理者の指定（サンビレッジ茜）」、及び「議案第127号 市道路線の認定」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案3件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「認定第14号 平成26年度飯塚市水道事業会計利益の処分及び決算の認定」、「認定第15号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」、及び「認定第16号 平成26年度飯塚市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定」、以上3件の委員長報告は、いずれも継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

「議案第128号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第131号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（齊藤守史）

ただいま上程されました、「議案第128号」から「議案第131号」までの人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ご説明いたします。「議案第128号」から「議案第131号」は平成27年12月31日付をもって任期満了となります。人権擁護委員につきまして、飯塚市平恒168番地6 國武徳子氏、飯塚市口原1265番地 中村二三子氏、飯塚市勢田1038番地20 高岡備子氏、飯塚市相田951番地1 鹿毛謙吉氏を、引き続き同委

員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いをいたします。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案4件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第128号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第129号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第130号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第131号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第10号」及び「議員提出議案第11号」以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

「議員提出議案第10号」及び「議員提出議案第11号」以上2件について提案理由の説明をいたします。

本案2件はいずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣宛てに、「地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）」は、内閣総理、財務大臣、総務大臣、地方創生担当大臣宛てにそれぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託

を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの「議員提出議案第10号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書(案)」に対して賛成の立場から討論を行います。

この意見書は、ITの進化によりメールや携帯電話はもちろん、ネット上で情報を自由にやり取りできるようになり、いつでもどこでも仕事ができるなど、地方への人の流れをつくる「ふるさとテレワーク」の推進を求めるものです。子育てや介護をしながら自宅で働ける。また、障がいのある方が働けるなど可能性が広がります。しかし、勤務形態にはさまざまあり、在宅勤務型では自宅残業や持ち帰り残業につながりやすく、労働時間の管理を厳格に行い、働いても賃金がもらえないサービス残業などにならないようにすること。モバイルワーク型では、長時間ただ働きにつながりやすい「事業場外みなし労働時間制」の適用ではなく、実態に見合った「みなし労働時間」を設定すること。また、在宅ワーク型の請負契約によって働くタイプでも、特定の発注者に依存していたり、発注者の指揮命令を受けて作業している場合は、実態として労働者となるので、労働法を適用するなど働く人の権利を守る立場で推進していくことが重要である。このことを指摘し、賛成討論といたします。

○議長(鯉川信二)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第10号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書の提出」、及び「議員提出議案第11号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書の提出」、以上2件についていずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第12号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。14番 江口 徹議員。

○14番(江口 徹)

「議員提出議案第12号」について提案理由の説明をいたします。

本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(鯉川信二)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。「議員提出議案第12号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書(案)」について、反対の立場から討論を行います。

フィリピンやタイ人の配偶者の親族の扶養控除人数などで、不明確な事実はあるとして、国は、平成27年度の税制改正で国外扶養親族の証明の厳格化を行っています。これを厳格に実施することで、外国人扶養親族の人数等の明確化を図ることが、すでに可能になっています。外国人であれ、日本人であれ、日本に住んでいる人にその収入や所得に応じて、所得税や住民税を課することは当然であります。扶養控除制度を適用するのも当然であります。国外扶養親族の廃止は税体系そのものを崩すものであり、新たな不公正をつくるものであり認められません。以上で討論を終わります。

○議長(鯉川信二)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第12号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出」、について原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第13号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。24番 道祖 満議員。

○24番(道祖 満)

「議員提出議案第13号」について提案理由の説明をいたします。

安全保障法制については、参議院安保特別委員会で昨日可決され、本日の参議院本会議で可決される見通しではありますが、賛成の多くの人たちの中でも説明が不十分であるという声があります。いま一度時間をかけて審議することを要望するものであります。

本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「安全保障法制の慎重審議を求める意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官宛てに、提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(鯉川信二)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。私は「安全保障法制の慎重審議を求める意見書(案)」に、賛成の立場から討論を行います。

9月15日、参議院安保特別委員会の中央公聴会でSEALDsの奥田愛基さん、この方の訴えを聞きました。1つは、今全国各地でどのようなことが起こっているのか、人々がこの安保法制に対してどのような声をあげているのか、2つ目は、この安保法制に関して、現在の国会はまともに運営をしているとは言いがたく、余りにも説明不足だと言うことです。端的に言って、私たちはこの法案に対して到底納得することができませんと述べました。そして、このSEALDsの奥田さんがデモのたびに読み上げている文書があります。

安保法案が7月15日衆議院で強行採決された3日後、7月18日付けの朝日新聞にある投稿が掲載されました。予科練で特攻隊の通信兵だった男性の投書です。安保法案が衆院を通過し、耐えられない思いでいる。だが、学生さんたちが反対のデモを始めたとき特攻隊を目指す元予科練(海軍飛行予科練習生)だった私は、うれしくて涙を流した。体の芯から燃える熱で涙が湯になるようだった。「おーい、特攻で死んでいった先輩、同輩たち。今こそ俺たちは生き返ったぞ。」とむせび泣きしながら叫んだ。天皇を神とする軍国で、貧しい飛行力しかないままに死ぬと命じられて、爆弾もろとも敵艦に突っ込んでいった特攻隊員たち。人生には心からの笑いがあり、友情と恋があふれ咲いていることすら知らず、五体爆裂し肉片となって、恨み死にした16歳、18歳、20歳、若かった我々が生まれ変わってデモ隊となって立ち並んでいるように感じた。学生さんたちに心から感謝する。今のあなた方のようにこそ我々は生きていたかったのだ。こういうものです。

奥田さんは中央公聴会の中で、「与野党の皆さんどうか若者に希望を与えるような政治家でいてください。国民の声に耳を傾けてください。まさに、義を見てせざるは勇なきなりです。政治のことをまともに考えることが馬鹿らしいことだと思わせないでください。現在の国会の状況を冷静に把握し、いま今国会での成立を断念することはできないでしょうか。世論の過半数を超える意見は明確に今国会中の成立に反対しているのです。自由と民主主義のために、この国の未来のために、どうかもう一度考え直してはいただけないでしょうか。」と、こういうふうに語りました。

SEALDsをはじめ毎週のように、毎日のように国会を包囲して1歩も引かない、整然と戦うデモの人々。また、地方都市を海辺の町を山間部の町で広がる戦争法反対の人々。戦争で人を殺し、殺された人々の苦しみと無念の思い。現代を通して未来を生きようとする人々の夢と幸せを奪い去ることを許さないために立ち上がっています。こういうふう述べています。本当に高校生や小さな子どもを抱えたお母さんたちも集会やデモ行進を各地で繰り広げられています。80歳を過ぎた元教師の女性が、私は今足も腰を痛いけど何かせずには要られない。1人ではなかなか難しいので、デモや集会をするならいつでも声をかけてください。こういうふうにおっしゃって、毎回、福岡での集会とか飯塚での集会、毎回出かけてこられます。こういう多くの国民が反対する中で、この声を聞かずに強行採決することは許されません。

以上で、私の賛成討論とします。

○議長(鯉川信二)

他に討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

日本共産党の川上直喜です。午前10時から参議院の本会議が再開と聞いておりました。1時間が経っています。今、参議院でどういう事態になっているか、わからないままの討論というこ

とですけれども、私たち地方議員、飯塚市議会がこうした状況の中でも慎重審議を要求して、意見書を採択する。このことは非常に大きな、歴史的な意義があると思うのであります。

昨日の安保特の議事録未定稿が報道されています。我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長不信任の動議に賛成の方の起立を願います。賛成者起立。理事、起立少数と認めます。よって本動議は、賛成少数により否決されました。委員長の復籍を願います。速記をとめてください。速記中止。理事退席。委員長着席。委員長、発言するもの多く議場騒然、聴取不能。委員長退席。午後4時36分となっています。皆さん、これが昨日の安保特採決の議事録であります。これが採決に正当性がないことを物語るものであると私は思います。こうした中で今、本会議をやっているわけです。これはのちに大きく問われることになると思います。

一方で、衆議院においては、内閣不信任の動きもあり、これへの対抗も用意をされているようです。今なお今国会で審議未了、廃案、慎重審議、通常国会以降の慎重審議の可能性や展望もあるわけであります。ぜひ、私はこの「安全保障法制の慎重審議を求める意見書(案)」を本市議会、全会一致で可決して採択していただきたいと思っております。この意見書の提出にあたり、提出者は国民の大多数が、多くが、審議が尽くされていない、慎重審議を求めているということを言われました。報道を見ますと、9月5日、6日のJNNの世論調査は、今国会の成立については反対が61%、賛成が30%となっています。朝日新聞15日付は、国会議論について尽くされていない75%、尽くされている11%の結果であったことを報道しています。圧倒的な世論が今国会での採択を求めている、反対しているわけであります。これは自民党であろうと、公明党であろうと、民主党であろうと、社民党であろうと、共産党であろうと、無党派であろうと党派を超えた方々の一致した声であります。この声を大事にする飯塚市議会の態度が重要ではないでしょうか。

そもそも、この意見書案は、結論的に政府は憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命財産及び我が国の領土、領海を確実に守る観点から、安全保障政策を構築する責任があると述べて、政府は安保法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、通常国会での成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請しますと言っています。この結論部分について、異議のある方は少ないのではないのでしょうか。その異議を今乗り越えていただきたいと思うのです。この意見書案の上段には、戦後70年、我が国が平和憲法のもとで、海外で武力行使を行わない原則を貫いてきたことを指摘した上で、今この瞬間に、大きく転換させられかねない事態となっていることを指摘しています。1億2千万人近い日本国民の大多数が反対するものを、わずか数百人の推進している国会議員が本当に決めてよいのか、我が国は憲法に基づき主権在民、この立場を明確にしている国ではないのか、このように国論が分かれるものについて、6月24日だった会期を9月27日まで延期しても国民の理解を得られない、説明すればするほど反対の声、疑問の声が広がるこの法案を本当に通してよいのか。この声を、今我々はあげないといけないのではないのでしょうか。

具体的に国会での論戦について、意見書は3つの点を指摘しています。違憲であること。2つは、新3要件が歯止めにならないこと。3つは、後方支援の拡大について指摘をしています。皆さんもご承知のとおりだと思います。この後方支援の拡大、兵站ですが、米軍のために日本の若い自衛隊員が命をかけてクラスター爆弾を運搬する。劣化ウラン弾を提供する。そして恐るべきことに、消耗品は武器ではなく、弾薬だからということで、戦後70年、被爆70年のこの年に、核ミサイルまで日本の若い自衛隊員が米軍のために、法律上は提供できる。運ぶことができる。これを食い止めるものがない。こういう論戦の今の到達であります。皆さん、こうした中で、全ての日本国民が、また、全ての全国の地方議員がこれでいいのかという声をあげなければ、何のために公職についているのか、これが鋭く問われるのではないのでしょうか。ぜひ皆さん、この慎重審議を要求する意見書案に賛成していただきますように訴えて、私の討論を終わります。

○議長(鯉川信二)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第13号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書の提出」、
について原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「報告第23号 専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う
和解)」の報告を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長(大久保秀信)

議案書61ページをお願いいたします。報告第23号 交通事故に係る損害賠償の額を定める
こと及びこれに伴う和解について、報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項
の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。

本件事故は、平成27年4月23日木曜日、午後2時10分頃、環境整備課職員が公用車にて
狂犬病予防集合注射の会場へ向かう際、途中道の間違いに気づき、正しい進路に戻そうと路地にて
方向転換するためにバックしたところ、後方にあった相手方のブロック塀に衝突し、相手方の
ブロック塀及び市の車両を損傷させたものです。損害の状況につきましては、市側が車両の左バ
ンパー及び左リヤフェンダーの損傷。相手方は、相手方敷地内に設置してあるブロック塀の損傷
となっております。

なお、市側・相手方ともに、人身傷害はございませんでした。また、この事故による和解につ
きましては、市側100%の過失割合とし、損傷したブロック塀の修繕料18万3600円を相
手方に支払うものです。

今回の事故でございますが、車両の後方はもとより、周囲の安全確認を十分に行わなかったこ
とが大きな要因でありますことから、今後このような事故が起らないよう、車両の運転につ
いては周囲の安全を十分確認するよう、当該職員に対し強く指導をいたしました。また、他の職員
につきましても、安全運転への注意喚起を行ったところではございますが、今後も機会あるごと
に安全運転の確認を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長(鯉川信二)

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第24号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに
伴う和解)」の報告を求めます。都市建設部次長。

○都市建設部次長(鬼丸力雄)

報告第24号 専決処分の報告について、ご報告いたします。議案書の63ページをお願いい
たします。本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同
条第2項の規定により報告を行うものでございます。

事故の概要についてご説明いたします。平成27年7月29日、午前10時ごろ、庄内支所経
済建設課職員が、「市営石丸改良住宅」の草刈り作業中に、草刈り機ではねた石が駐車中の相手
方車両の後部窓ガラスに当たり損傷させたものでございます。なお、人身傷害はありません。

事故原因といたしましては、作業中の安全管理に対する対応が十分でなかったことによるもの
であります。本件事故につきましては、市の過失割合を100%とし、市が相手方に修繕費用と
して損害賠償額10万1066円を支払うことで、示談が成立しております。

事故防止には日頃より注意、指導を行っておりますが、今後はさらなる注意喚起を行い、事故

防止に努めてまいります。

以上、簡単ですが専決処分の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第25号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)」及び「報告第26号 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申し立て)」以上2件の報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長（町野昌宏）

報告第25号及び報告第26号につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起及び和解の申し立てをいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

議案書の65ページをお願いいたします。報告第25号につきましては、市営住宅の管理上必要な訴えの提起に関するものです。事件の概要に記載されております8名の者は、住宅使用料を滞納し、文書による督促や催告、個別訪問による納入指導に従わないほか、分割納入にも応じず、契約解除を通知するに至ってもなお、誠意を示さない者であります。したがって、公営住宅法第32条及び飯塚市市営住宅条例第43条の規定により、福岡地方裁判所飯塚支部に明け渡し訴訟を提起したものです。

続きまして、議案書の66ページをお願いいたします。報告第26号につきましては、市営住宅の管理上必要な和解の申し立てに関するものです。事件の概要に記載されております11名の者は、報告第25号の者と同様に住宅使用料を滞納してきましたが、契約解除を通知するに至り、態度を改め、和解の意志を示しました。以上のことにより、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものです。

今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から、厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

以上簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第27号 平成26年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」を求めます。財政課長。

○財政課長（倉智 敦）

報告第27号について、ご報告いたします。

議案書の67ページをお願いいたします。「平成26年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきご報告いたします。健全化判断比率の表に記載しております実質赤字比率につきましては、公営事業会計を除く普通会計における実質的な赤字の程度を示す指標で、連結実質赤字比率は、公営事業会計を含む全会計の赤字の程度を示す指標となっています。平成26年度は、公営事業会計の一部で赤字となりましたが、普通会計及び市の会計全体としては赤字となりませんでしたので、実質赤字比率、連結実質赤字比率、ともに数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計における地方債の元利償還金、及び公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、平成26年度は6.3%となっております。昨年度に比べ1.9ポイント減少しております。これは主に一般廃棄物処理事業

債の償還終了により、元利償還金が減少したことによるものでございます。将来負担比率は、普通会計におきまして、地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合、公社や第3セクター等への負担も含め、将来本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、平成26年度は12.9%となっております。昨年度に比べ6.4ポイント増加しております。これは主に合併特例事業債の活用を基本とした事業の実施により、地方債現在高が増加したことによるものでございます。実質公債費比率、将来負担比率、ともに早期健全化基準の数値を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率でございますが、これは公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、平成26年度は全ての公営企業会計において、資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。

以上で報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。6番 奥山亮一議員。25番 平山 悟議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成27年第6回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れ様でした。

午前11時33分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

調査担当主査 林利恵

書記 岩熊一昌

議事係長 斎藤浩

書記 淵上憲隆

書記 宮嶋友之

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

副市長 田中秀哲

教育長 片峯誠

上下水道事業管理者 梶原善充

企画調整部長 森口幹男

総務部長 石田慎二

財務部長 高木宏之

経済部長 伊藤博仁

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 田中淳

福祉部長 金子慎輔

都市建設部長 菅成微

上下水道局次長 諫山和敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司

公営競技事業所長 井出洋史

市民環境部次長 吉原文明

都市建設部次長 鬼丸力雄

会計管理者 森田雪

財政課長 倉智敦

環境整備課長 大久保秀信

住宅課長 町野昌宏

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番